

第九条の五を第九条の六とし、第九条の二から第九条の四までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(通常使用権の設定等の登録の申請)

第九条の二 通常使用権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき通常使用権の範囲を記載しなければならない。

2 通常使用権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常使用権の範囲を記載しなければならない。

第十条中「第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項」を「第四十三条第一項及び第二項」に改め、「又は仮通常実施権」を削り、「第三十四条第一項」との下に、「同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」とを加える。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額」を「一件につき千四百円」に改め、同項各号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「二万千円」を「一万五千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「七万八千円」を「六万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十八条第二項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき八万円

二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者 一件につき一万円

三 国際予備審査の請求をする者 一件につき二万六千円

(特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)

第十条 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成五年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十五年法」とを「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)」に改め、「旧実用新案法」という。の下に「第五十三条第二項」を加え、「これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」を「同項中」準用する。とあるのは「準用する。この場合において、同項第六号中「確定審決」とあるのは、「確定審決(実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容」と読み替えるものとす。」とに改め、同条の表を削る。

(特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第十一条 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「その訂正の請求をすることにより、実用新案法第四十条の三第四項の規定に基づき同法第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。」を削る。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「番号」の下に「又は当該特許番号」を加え、同条第二項中「特許出願」の下に「又は当該特許権」を加える。

第十二条中「第三年」を「第十年」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「番号」の下に「又は当該特許番号」を加え、同条第二項中「特許出願」の下に「又は当該特許権」を加える。

第二十七条中「第三年」を「第十年」に改める。

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第十四条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「第六条第二号ロ」を「第六条第二号及び第三号」に改める。

第一条の二第二項第二号中「番号」の下に「又は当該特許番号」を加え、同項第三号中「法第七十七条第一項各号に掲げる者」を「前条第一号、第二号イからヘまで、第三号イからヘまで、第四号イからヘまで又は第五号イからヘまでに規定する者」に改め、同条第二項中「法第七十七条第一項一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合」には、その申請に係る特許発明が職務発明(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。)であることを「前項の申請書には、前条第一号、第二号イからヘまで、第三号イからヘまで、第四号イからヘまで又は第五号イからヘまでに規定する者のいずれかに該当する」に改め、同条第三項から第十二項までを削り、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(産業技術力の強化を図るために必要な者)

第一条の二 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項一号に掲げる者にあつては、その特許発明又は発明(いずれも職務発明(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。)に限る。)の発明者

二 法第十七条第一項第二号に掲げる者(以下「大学等」という。)にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が大学等研究者(法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。)がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

ロ その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者(法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人(以下「試験研究独立行政法人」という。)の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)、公設試験研究機関研究者(同項第四号に規定する公設試験研究機関(以下「公設試験研究機関」という。)の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。))又は試験研究地方独立行政法人研究者(同項第五号に規定する試験研究地方独立行政法人(以下「試験研究地方独立行政法人」という。)の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。))がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等